

すわほうじん

平成29年11月1日発行 第134号

一般社団法人 諏訪法人会

■ 主な内容

《平成30年度税制改正要望概要》

法人会の平成30年度税制改正に関する提言[要約]

《税務署だより》

税を考える週間のご案内

テーマ「暮らしを支える税」11/11～11/17

是非、ご利用ください 国税ホームページ

《租税教育活動・地域社会貢献活動》

租税教室を実施

「クリーンアップ キャンペーン in 下諏訪」を実施

《税務研修会》

「節税につながる!! 人事・労務・福利厚生関連の税務処理」

「税務調査 上手な対応」

134
2017/NOV.



紅葉名所「岡谷市 出早公園」もみじのジュウタン



めざします企業の繁栄と社会への貢献

ホームページ:<http://www.suwahoujinkai.jp/> メールアドレス:info@suwahoujinkai.jp

あなたにとってもイータックス 国税は申告も納税も会社のパソコンで!

全国の会員企業の総意として「30年度税制改正に関する提言」を宣言!

全国法人会総連合会主催の「第34回法人会全国大会」が、10月5日、福井市において開催されました。

- ◆ 厳しい財政状況を踏まえて、国・地方と行財政改革の徹底を!
- ◆ 中高齢化社会に対応した社会保障制度を構築するため、適正な負担と大胆な受益の抑制を!
- ◆ 地域経済と雇用の担い手である中小企業に、税制措置でさらなる活力を!
- ◆ 中小企業は地域経済の要。本格的な事業承継税制の創設により事業の承継を!

1. 財政健全化関係

- (1) 消費税率10%への引き上げは、財政健全化と社会保障の安定財源確保のために不可欠である。国民の将来不安を解消するために、「社会保障と税の一体改革」の原点に立ち返って、2019年10月の税率引き上げが確実に実施できるよう、経済環境の整備を進めていくことが重要である。
- (2) 「骨太の方針2015」では、歳出面で2016年度から18年度までの3年間で政策経費の増加額を1.6兆円(社会保障費1.5兆円、その他0.1兆円)程度に抑制する目安を示した。この2年間はにおいては目安を達成していることから、最終年度においても政策経費の抑制は確実に行うべきである。
- (3) 財政健全化は国家的課題であり、歳出、歳入の一体的改革によって進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については、聖域を設けずに分野別の具体的な削減の方策と工程表を明示し、着実に実行するよう求める。
- (4) 消費税についてはこれまで主張してきたとおり、税率10%程度までは単一税率が望ましいが、政府は税率10%引き上げ時に軽減税率制度を導入する予定としている。仮に軽減税率制度を導入するのであれば、これによる減収分について安定的な恒久財源を確保するべきである。
- (5) 国債の信認が揺らいだ場合、長期金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え、成長を阻害するうえ財政の悪化要因にもなる。政府・日銀には市場の動向を踏まえた細心の運営が求められる。

2. 社会保障関係

- (1) 年金については、「マクロ経済スライドの厳格対応」「支給開始年齢の引き上げ」「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施する。
- (2) 医療については、成長分野と位置付け、大胆な規制改革を行う必要がある。給付の急増を抑制するために診療報酬(本体)体系を見直すとともに、薬価の実態を反映させるよう、2年に1度としてきた薬価の改定を毎年実施する。さらに、政府目標であるジェネリックの普及率80%以上も早期に達成する。
- (3) 介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者にメリハリをつけ、給付及び負担のあり方を見直す。
- (4) 生活保護については、給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。
- (5) 少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等を整備するなどの現物給付に重点を置くべきである。その際、企業も積極的に子育て支援に関与できるよう、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。なお、子ども・子育て支援等の取り組みを着実に推進するためには安定財源を確保する必要がある。
- (6) 企業の過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。

3. 行政改革関係

- (1) 国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制。
- (2) 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の人員削減と、能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。
- (3) 特別会計と独立行政法人の無駄の削減。
- (4) 積極的な民間活力導入を行い成長につなげる。

4. 法人実効税率について

- (1) OECD加盟国の平均は25%、アジア主要国の平均は約22%となっており、依然として高い。今般の税率引き下げの効果等を確認しつつ、国際競争力強化などの観点からさらなる引下げも視野に入れる必要がある。

5. 消費税引き上げ関係

- (1) 現在施行されている「消費税転嫁対策特別措置法」の効果等を検証し、中小企業が適正に価格転嫁できるよう、さらに実効性の高い対策をとるべきである。
- (2) 消費税の滞納防止は税率の引き上げに伴ってより重要な課題となる。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。

6. 中小企業の活性化に資する税制措置関係

- (1) 中小法人に適用される軽減税率の特例15%を時限措置ではなく、本則化する。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を少なくとも1,600万円程度に引き上げる。
- (2) 租税特別措置については、税の公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したもののや適用件数の少ないものは廃止を含めて整理合理化を行う必要はあるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充し、本則化すべきである。なお、少額減価償却資産の取得価額の損金入りの特例措置の適用期限が平成30年3月末までとなっていることから、直ちに本則化することが困難な場合は、適用期限を延長する。
 - ① 中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえで、「中古設備」を含める。
 - ② 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例については、損金算入額の上限(合計300万円)を撤廃する。

7. 事業承継税制の拡充について

- (1) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設

8. 相続税、贈与税の納税猶予制度について

- (1) 株式総数上限(3分の2)の撤廃と相続税の納税猶予割合(80%)を100%に引き上げる。
- (2) 死亡時まで株式を所有しないと猶予税額が免除されない制度を、5年経過時点で免除する制度に改める。
- (3) 対象会社規模を拡大する。

9. マイナンバー制度について

- (1) 制度の意義等の周知に努め、社会保障と税、災害対策となっている利用範囲をどこまで広げるか、広範な国民的議論が必要。

10. 今後の税制改革のあり方

- (1) 経済社会の大きな構造変化、グローバル化等どう対応するかという視点等を踏まえ、税制全体を抜本的に見直していくことが重要な課題である。

以上要約より抜粋、詳細は「ほうじん」秋号へ掲載



第34回法人会全国大会に出席。 ～福井大会～

本年全国大会は、10月5日、福井市で開催されました。本会からは今井会長、朝倉副会長、林副会長、事務局の4名が出席しました。一般道と高速を使い、約5時間で到着。第1部は、記念講演会「今後の政治と経済の行方」と題して、毎日新聞専門編集委員の与良正男氏が講演。つい先日、税の使い道を争点とした衆議院選挙が行われる事となり、大変興味深い内容であった。第2部の式典では、29年度の税制改正提言の報告、30年度の税制改正要望が宣言された。また、青年部、女性部主体の租税教育活動の事例が発表されました。

第3部の懇親会では、他県単位会との交流を深め、又租税教育関係、会員増強策等に関して意見交換もでき、大変有意義な時間でした。(次回は鳥取大会となります)

税務署だより

「税を考える週間」〔平成29年11月11日(土)～17日(金)〕

国税庁では、国民の皆様には租税の意義や役割、税務行政に対する知識と理解を深めていただくため、1年を通じて租税に関する啓発活動を行っていますが、毎年11月11日から17日を「税を考える週間」として、集中的に様々な広報広聴施策を実施しています。

今年の「税を考える週間」では、「くらしを支える税」をテーマとして、国民の皆様には国民生活と税の関わりを理解してもらうことにより、国民各層の納税意識の向上を図ることとしています。

1 国税庁ホームページによる広報

国税庁の取組紹介

- 「税を考える週間」の実施に合わせて、国税庁ホームページ内に特設ページを設け、国税庁の各種取組についてご紹介します。
- ・ドラマ仕立ての動画で国税庁の仕事や取組を紹介します。
- ・国税当局が実施している講演会の資料を公開し、国税庁の取組や税務署の仕事、税の役割など国税庁に関する情報について、最新のデータなどを基に詳しく解説します。
- ・国税庁レポートなど、国税庁の1年間の活動やその年のトピックについて、統計資料等を交えながら説明します。

2 SNSを利用した広報

ツイッターによる情報発信

「税を考える週間」の実施に合わせて、YouTubeの国税庁動画チャンネルや国税庁ホームページのインターネット番組「Web-TAX-TV」や新着情報などの各種情報を発信します。



3 社会保障・税番号制度、ICTを利用した申告・納税手続きなどへの国税庁の取組

● 社会保障・税番号(マイナンバー)制度

社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)については、平成27年10月からマイナンバー(個人番号)及び法人番号の通知が行われ、平成28年1月から国税分野において番号の利用が開始されています。

国税庁においては、制度の定着に向けて、引き続き、関係省庁や関係民間団体等とも連携・協調を図りながら、効果的な周知・広報を実施します。

● e-Tax

e-Taxについては、利用者の利便性向上の観点から、スマートフォンやタブレット端末から利用できる手続の対象を拡大するほか、添付書類について、e-Taxで受付可能なデータ形式への変換プログラムの提供や、イメージデータによる提出を可能とするなど、更なる利便性向上に向けた施策に取り組んでいます。

4 講演会の実施や関係民間団体等との連携

日時	行事名	場所等	主催団体等
11月13日(月)	税の一日無料相談	茅野市役所 議会棟	関東信越税理士会 諏訪支部
11月14日(火)	記念講演会 ・諏訪税務署長 ・「歌はこうして生まれた」 ～ヒット曲誕生の秘密 いで はく様	RAKO 華乃井ホテル	諏訪税務署管内納税関係団体連絡協議会
11月15日(水)	納税表彰式	諏訪税務署	
期間中随時 放送予定	税金クイズ「税金クイズ2017」	LCV-TV	諏訪税務署管内納税関係団体連絡協議会 関東信越税理士会 諏訪支部

是非、ご利用ください

国税庁ホームページ

www.nta.go.jp

※掲載画像は、平成29年5月現在のものです。

- 1 タックスアンサー (よくある税の質問)**
 - お問合せの多いご質問とそれについての一般的な回答を掲載した「よくある税の質問」への入口
- 2 国税局・税務署を調べる**
 - 各国税局コーナーへの入口
- 3 確定申告書等作成コーナー**
 - 画面の案内に従って金額などを入力すれば、税額などが自動的に計算され、所得税、消費税、贈与税の申告書などが作成できるシステム
 - 作成した申告書は印刷して郵送等で提出可能、e-Taxでも提出可能
- 4 国税電子申告・納税システム (e-Tax)**
 - e-Taxをご利用いただく際の「事前準備」、「初期登録」、「手続の流れ」など、e-Taxを利用した申告・納税などをサポートするための情報を提供
- 5 路線価図**
 - 全国7年分の路線価情報を提供



- 6 公表情報**
 - 全国の国税局や税務署で実施している公表(差し押さえた財産を入力などにより売却すること)物件の情報や公表手続などの情報を提供
- 7 動画で見る 税の情報・税の仕事**
 - 税の仕組みや申告書の作成方法、e-Taxの利用などについて具体的に説明
 - 調査・徴収をはじめとした国税庁の取組をドラマ仕立てで分かりやすく紹介
- 8 税の学習コーナー**
 - ゲームやクイズなどで子供から大人まで楽しく税を学べるコーナー
 - 学校教師向けの租税教育用教材を提供
- 9 文字拡大・読み上げ**
 - 高齢者や視覚に障害がある方のためのサポート機能
- 10 メールマガジン**
 - 「新着情報・メールマガジン配信サービス」の登録

関東信越国税局・税務署

税理士会コーナー

知って納得！教えて税理士さん！

関東信越税理士会諏訪支部
飯田 昭男



ビットコインを使用することにより利益が生じた場合の課税関係について

最近、新聞等のメディアに「仮想通貨」だとか「ビットコイン」ということが頻りに登場する機会が増えてきたように思えます。みなさんの中にも、すでに「ビットコイン」による資産運用をされている方も少なからずいらっしゃるのではないのでしょうか。その相場はかなりの過熱感もあるようです。今年の年初には9万円/1ビットコインだったものが、たった数ヶ月で50万円/1ビットコインまで高騰しています。また、この50万円までに達する間もかなりの乱高下を繰り返してきているようです。このような状況の中、多くの含み益を抱えている方、また既に利益を確定した方もたくさんいらっしゃるのではないのでしょうか。ビットコインによる運用をしている方は、この「ビットコイン」での利益についての課税関係はどうなるのか気になる方も多いことでしょう。

そこで、今回はこの「ビットコイン」の運用で発生した利益についての課税関係を整理していきたいと思います。

これまで国税庁は、「ビットコイン」の課税について統一的な見解を示しておらず、各税務署によって判断が異なっていたケースもあったようですが、9月8日、仮想通貨の一つである「ビットコイン」の税区分について雑所得にカテゴリーされると同庁が開示するタックスアンサーで公表され、統一した見解が示されました。

— ビットコインを使用することにより利益が生じた場合の課税関係 —

「平成29年4月1日現在法令等」

ビットコインは、物品の購入等に使用できるものですが、このビットコインを使用することで生じた利益は、所得税の課税対象となります。

このビットコインを使用することにより生じる損益(邦貨又は外貨との相対的な関係により認識される損益)は、事業所得等の各種所得の基因となる行為に付随して生じる場合を除き、原則として、雑所得に区分されます。(所法27、35、36)

雑所得は「総合課税」といって、他の総合所得(配当・不動産・事業・給与・総合譲渡・一時)と合算されて、所得税では超過累進税率(5%~45%)が適用され、これに住民税の10%(一律)を合わせた(15%~55%)が課税されます。

ビットコインに関し、次のような取引を行った場合、課税関係がどうなるのか確認していきたいと思います。

1)ビットコインを日本円に換金

(社長)10万円で購入した1ビットコインを仮想通貨取引所で売却し、日本円50万円と交換した場合の所得はどうなりますか？

(税理士)40万円(50万円-10万円)が雑所得とされ所得税と住民税が課税されます。

なお、所得税は社長の所得に応じ超過累進税率により課税されます。以下同様。

2)ビットコインで資産を購入した場合

(社長)10万円で購入した1ビットコインがその後30万円に高騰し、そのビットコインによりビックカメラで30万円のノートパソコンを購入した場合にも課税されますか？

(税理士)20万円(30万円-10万円)が雑所得とされ所得税と住民税が課税されます。

3)ビットコインを他の仮想通貨とトレードした場合

(社長)10万円で購入した1ビットコインがその後50万円に高騰し、そのビットコインをビットコイン以外のイーサリアムやリップル等の仮想通貨50万円分と交換した場合にも課税されますか？

(税理士)40万円(50万円-10万円)が雑所得とされ所得税と住民税が課税されます。

※なお上記1から3に該当する場合、ビットコインの換金等に係る手数料等は必要経費として控除されます。

4)ビットコインを保有しているのみ

(社長)年初に10万円で購入したビットコインを年末にお

いてもそのまま保有しています。その評価額は50万円になっているようですが、申告した方がよろしいでしょうか？

(税理士)申告は必要ありません。単にビットコインを購入、保有している状態ではたとえ含み益が生じていても課税対象とはなりません。

5)ビットコインが値下がりして損失が出た場合

(社長)先日50万円で購入したビットコインが大きく値下がりし、30万円で売却したため20万円の損失となりました。確定申告をすれば給与と相殺できますか？

(税理士)残念ながら給与など他の所得と損益通算することはできませんので、損失は切り捨てとなります。ただし、同じ雑所得で利益が出れば雑所得どうして損益通算はできます。また、「申告分離課税」とされるFXや株式との損益通算も認められず、たとえ損失が出たとしてもFXや株式のように翌年以降に損失を繰り越して翌年以降の利益と相殺(繰越控除)することも認められていません。

6)ビットコイン以外の仮想通貨の取扱い

(社長)自分はビットコイン以外の仮想通貨を保有していますが、今回の課税の取扱いはあくまでビットコインだけの取扱いですか？

(税理士)いえ。タックスアンサーでは「ビットコイン~の課税関係」というタイトルですが、ビットコイン以外に多数ある仮想通貨についても、基本的には同様の課税関係になるものと考えられます。

— 企業紹介 —

会員見聞録

観光荘の経営理念

「一步前進!元気が一番!笑顔の前に笑顔あり!」

「うなぎのまち岡谷」は、天竜川の源に位置し、うなぎの消費量が多かった地域。その築場(やなば)であった場所で営業する、うなぎ料理店「観光荘」におじゃましました。本日は、三代目の宮澤 健さんにお話を伺いました。



三代目 健さん

広報委員 本日はお忙しいところ、ご対応いただきありがとうございます。まず、御社の沿革などお聞かせ下さい。

健さん この店の創業は、昭和29年に祖父の宮澤幸春がはじめました。

委員 隣にかやぶきの小屋がありますが、当時からのものですか。

健さん 築場は、昭和48年まで続いていました。祖父は全国で最後の築師と言われ天竜川の工事を機に築場をとじるまで、ここでとった鰻を店で提供していました。その番小屋として使用していたのが、かやぶきの小屋です。当時の名残として、移築し「やなの間」として、小団体のお客様にお食事の場として提供しています。



委員 現在は、二代目の由己さん、三代目の健さんが一緒になってやっていますとの事ですが、仕事上で工夫されていることや、心がけている事をお聞かせください。

健さん 毎朝、ミーティングでスタッフ全員が自主的にアイデアや意見を出し合ってボトムアップを図り、素朴な風景とおいしい鰻、そして心のこもったサービスで素敵な時間を過ごしていただけることを心がけています。

委員 観光荘さんの掲げている経営理念そのものですね。

健さん ハイ。母が提案した言葉をそのまま経営理念としました。単に料理、サービスを提供するだけでなく、色んな期待を抱いて来店されるお客様に対して、元気をだしていただけるよう、又業者様に対しても、共に繁栄していける様な信頼関係を築けるよう、笑顔と元気で頑張っています。

委員 笑顔と元気、分かり易くてよい理念ですね。ところでうなぎの調理方法について何か特徴がありますか。

健さん さばき方は関東風の背開き、焼き方は蒸さない関西風の通称「地焼き」で他地方より甘くて濃い味付けとなっています。旧中山道の合流地点であったことから、関東、関西の文化が混じったと言われています。

委員 最後に「観光荘」というお店の名称についてお聞かせ下さい。

健さん 当時は、この築場でホテルをたくさん観る事ができたことから、蛸の光を観るとして「観光荘」と名付けました。

委員 何か、うなぎを食欲に任せて食べるのもいいですが、皆さんの笑顔のもと、ゆっくり、歴史と文化をつまみにうなぎを食べるのもいいですね。特に6月の蛸祭りには是非伺いたいと思います。本日はお忙しい中ありがとうございました。



笑顔と元気が出るうなぎ



笑顔で元気な皆さん

店舗情報

(有) 観光荘

岡谷本店: 岡谷市川岸東5-18-14
電話番号: 0266-22-2041

松本渚店: 松本市渚2-2-5
電話番号: 0263-31-6963

(広報委員会)

岡谷支部
寄稿

各支部ごとに支部事業や地域の行事などを掲載します。今回は「茅野支部」です。

あした
南信州の秋の恵み・農業の未来を考える!!

岡谷支部では10月11日(水)、青空高く秋晴れの中、女性部員、税務研究専門委員合同の支部視察研修に18名で出かけました。まず始めに「南信州天竜ライン下り」。天竜川と、諏訪湖の環境に思いを馳せながらの40分の舟下りは、風が心地よく穏やかな水面をゆったりと進んで行きました。投網漁の実演や天竜川に架けられた三遠南信道の橋の工事を真上に眺めたり、山野草や鷺やカワウもいて、たっぴりと自然を感じました。昼食は、豊丘村の堀越区民会館で松茸を堪能。午後は、「農業生産法人なかひら農場」を視察しました。なかひら農場はりんご農家からはじまり、りんご園約9ヘクタールの経営、生産、販売と加工部門では、ジュースやジャムの製造販売、また、観光農園を行っています。同社専務の中平さんからジュース工場の設備の概要、経営の課題について伺いました。南信州りん



南信州天竜ライン下りで南信州の秋を満喫!



農業生産法人なかひら農場にて農業研修制度の説明を受ける。

ご大学院という農業研修制度があり、生産農家の育成にも尽力されています。これは授業料無料、1ターン1ターンで自然の中で働きながら農業を目指す人向けにマンツーマン指導で経営知識をレクチャーするもので正社員として雇用する形態をとり、独立資金を貯めることができる仕組みです。雇用対策、人口増対策になり地域へ貢献もできるようになるものだと思います。ジュース工場見学のあとは、りんご狩りをして、もぎたての「シナノスイート」やオリジナル品種の「なっぶる」を試食。信州の恵みに感謝し、大自然に癒された一日でした。

第19回 クリーンアップキャンペーンin下諏訪 一法人会の社会貢献事業一

10月14日(土)連日の雨も上がり、19回目となる「クリーンアップキャンペーン」を実施。今回は、下諏訪支部の企画で、中山道下諏訪宿周辺の清掃作業を実施しました。本会から今井会長をはじめ役員、会員企業の皆さん、又委託保険会社の推進員の方々等、総勢約50人で実施いたしました。諏訪大社、万治の石仏、街道沿いの町並み等、観光名所も数多く、多少、観光客の残すゴミも見られまし



が、大社周辺は、清められておりほとんどゴミのない状態でした。和田峠からの街道には、大型不燃ゴミが放置されており、こちらは依然ドライバーのマナーの悪さにあきれざるばかりでした。

最近では外国人の観光客が増加しているとのことで、世界でも有数のマナー国家である事を自覚し、又この諏訪の地のすばらしさを自信をもって広く伝えられるよう、日頃から心掛けたいと思います。来年度は原村支部が当番となります。ゴミ以上にきのこの成果が期待できると思います。

新会員ご紹介 (7月~9月入会)

会員募集中

事業所名	代表者	住所	電話	事業内容
(株)アストル	堀川 順彦	岡谷市川岸西1-1-36	23-0812	建設業
(資)吉田館	吉田 光宏	岡谷市加茂町1-6-6	22-3434	不動産管理業
(有)太田板金工業	太田 吉雄	下諏訪町6154-10	27-2221	建築業
宮忠急送	宮坂 忠介	下諏訪町南四王5060-1	27-8856	運送業
宮坂造園	宮坂真八郎	諏訪市四賀7189-1	53-9171	造園業
配管舎小川	小川 純矢	茅野市ちの3133	72-7547	設備工事業
八幡商事(株)	両角 悦子	茅野市ちの1061	72-4131	自動車整備業
(株)宮坂保険サービス	宮坂 章	茅野市金沢3956-10	72-6082	保険代理店
やじま紙店	矢嶋 俊宏	茅野市ちの3068	72-2819	小売業
(同)ハケ岳ソーラーフロンティア	伊東 重人	茅野市豊平9828	79-5500	太陽光発電
ライフクリニック薬科	麻植ホルム正之	茅野市豊平3317-1	77-2050	医療業
(株)ライブラ	宮坂 貞博	茅野市豊平4734-199	76-2864	食品雑貨製造販売
(株)キャトル・セゾン	名取 京子	富士見町富士見3679-18	78-1708	菓子製造販売
シナノレース	伊藤 正典	富士見町富士見9346-1	61-1850	製造業

お取引先、お知り合い等で未加入の事業所がありましたら、是非ご紹介下さい。ご紹介先には職員がお伺いさせていただきます。

SPOT NEWS

スポットニュース

研 修 会

- ◇決算説明会(8/3・4)
管内2会場(茅野・諏訪)で決算説明会を諏訪税務署との共催で実施。

役員会・委員会・部会

- ◇女性部 正副部長会(8/1 宮澤 部長)
県下合同例会について
絵はがきコンクールについて
- ◇青年部 役員会(8/24 深井 部長)
租税教育事業について・研修事業について
青年のつどいについて
- ◇女性部 役員会(8/28 宮澤 部長)
8/1と同内容
- ◇組織委員会(8/25 細田 委員長)
会員増強計画について
- ◇総務委員会(9/12 宮下 委員長)
クリーンアップ キャンペーンの実施について

諏訪税務署長表敬訪問

8月1日、7月の異動で新署長、矢澤昭男氏が着任。深井青年部長、宮澤女性部長他各役員が表敬訪問しました。

地域社会貢献事業

9月19日、深井青年部長は、金子ゆかり市長へ7月19日に実施した災害支援チャリティーゴルフコンペの義援金を手渡しました。



福利厚生事業 8/31~9/7

生活習慣病予防健診を、管内3ヶ所で実施。今年度から1日増え6日間行われました。会員企業の従業員中心に258名の方が受診しました。

番組を見よう! 税を考える週間行事 LCV「税金クイズ2017」2連覇なるか!

「税を考える週間」行事にあわせ、納税関係七団体に諏訪実業高校チームを加え、6チーム対抗のクイズ番組を収録。法人会チームは、下諏訪支部から永田秀樹さん(永田薬局)、藤森良徳さん(オグチ塗料)、河西正憲さん(新鶴本店)の3名が参戦いたしました。昨年度優勝、今年度の行方は?

【放送予定】LCV-TV 【121チャンネル】

11月11日(土)・12日(日)……10時~、14時~、21時~
11月15日(水)・16日(木)……10時~、12時~、21時~



青年部が租税教室を開始・女性部の絵はがきコンクール

今年度、諏訪法人会は諏訪管内の租税教育推進協議会の構成団体として承認された事により、小学校6年生を対象に租税教室を実施する事となり、10月3日に下諏訪北小学校で実施いたしました。

10月22日に決まった衆議院選挙が、税金の使い道が争点ということもあり、大変興味深い租税教室となりました。又、最後に女性部の「絵はがきコンクール」の説明をいたしました。今後の予定は11月、12月に計5校行います。



県下女性部合同例会を開催

9月22日(金)RAKO華乃井ホテルにおいて県法人会連合会女性部連絡協議会主催、諏訪法人会女性部主管の講演会を開催しました。



テレビ等でおなじみの医学博士 池谷敏郎先生をお招きし『「血管を鍛える」と超健康になる!』と題し講演。一般を含め220名の聴講となりました。日々の食生活の注意点(腹八分・なんちゃって糖質制限・油など)、睡眠について、若返り体操などユーモアを交えながらわかりやすく説明して下さい、大変有意義な講演会となりました。



「法人事業概況説明書」の様式が改訂されます。

平成30年4月1日以後終了事業年度分から、法人事業概況説明書の様式が改訂されます。

主な改訂の内容はこちら→

「法人番号」欄の追加及び「納税地」欄等の削除

「納税地」の記載に代えて、「法人番号」の記載としました。また、「応答者氏名」欄を削除しました

「支店・子会社の状況」欄の見直し

「支店」及び「子会社」の状況について、国内と海外に区分けしたほか、海外子会社の出資割合に係る記載項目を追加しました

「電子計算機の利用状況」欄の見直し

「電子計算機の利用状況」欄を「PC利用状況」欄と「販売形態」欄に区分けし、記載項目を全般的に見直しました。

「経理の状況」欄の見直し

「社内監査」欄を追加し、各種チェックシート等を活用した社内監査実施の有無の記入欄を設けました。

長野県・県内全77市町村 事業主の皆さま

平成30年度から、原則全ての事業主が個人住民税の特別徴収義務者に指定されます！

- ◆地方税法において、従業員の個人住民税は、所得税の源泉徴収義務のある事業主が、個人住民税の特別徴収義務者として毎月従業員に支払う給与から差し引き、従業員に代わって納税いただくことが原則となっています。(個人住民税の特別徴収)
- ◆長野県と県内全77市町村は、この個人住民税の特別徴収を徹底するため、平成30年度から、原則として所得税の源泉徴収義務のある全ての事業主を特別徴収義務者に指定する取組を全県一斉に実施します。
- ◆これに伴い、原則全ての事業主の方は、平成30年6月の給与支払い時から、従業員の個人住民税を給与から差し引いて、市町村に納税いただくことになります。
- ◆現在、特別徴収を行っていない事業主の方は、特別徴収の実施準備をお願いします。



【お問合せ先】県庁市町村課 Tel 026-235-7068 又は最寄りの市町村住民税担当課

法人会の税務研修会 2講座のご案内

日時 平成29年11月24日(金) 午後1時15分～午後4時30分

会場 ホテル 紅や 2階 ルビーホール

【第一講座】 PM 1:15～2:45

節税につながる!!

『 人事・労務・福利厚生関連の税務処理 』



旅費、通勤費、慶弔費、
福利厚生費の処理等

〈主な内容〉

- ・人事・労務・福利厚生関連の主な経費の税務
- ・税務調査では人事・労務・福利厚生関連経費のどこを見るか等

講師：税理士事務所
所長 中島 祥貴氏

【第二講座】 PM 3:00～4:30

『 税務調査 上手な対応 』

講師：税務会計事務所 代表 山崎 健氏

- 〈主な内容〉
- ・税務調査、折衝と交渉のポイント
 - ・ここだけ押さえれば怖いものなし!
 - ・消費税のここが怖い! ・業種別事例



参加費 無料 (先着 各50名) **締切日** 11月16日(木)

★ほうじん秋号に同封のチラシよりお申込みください。

「すわほうじん」134号と一緒に、
税に係る小冊子2冊を配布しました。

「29年度版 会社取引をめぐる税務 Q & A」

- ・法人税を中心に、会社取引をめぐる税金について解説!

「29年度版 源泉所得税—実務のポイント—」

- ・経理関係者として、判断を求められる回数が一番多い!



※法人会では、都度最新の情報が提供できるよう研修冊子を送付しています。有効にご活用ください。

● 告知板 ●

年末調整説明会のご案内 (諏訪税務署主催)

11月15日(水)	富士見町コミュニティプラザ
11月16日(木)	下諏訪町役場 4階講堂
11月17日(金)	諏訪市文化センター 大ホール
11月20日(月)	茅野市役所 8階大ホール
11月21日(火)	岡谷カノラホール 小ホール

平成29年分の説明会が左記のとおり開催されますのでご案内します。

- * 各会場とも午後1時30分から2時間程度です。
- * 諏訪税務署より事前に送付される関係書類をご持参ください。

決算説明会のご案内 (諏訪税務署、諏訪法人会共催)

- 諏訪会場 12月5日(火) 諏訪市文化センター 第1集会室
- 岡谷会場 12月6日(水) 岡谷商工会議所 3F会議室

「税を考える週間」記念講演会のご案内

主催：諏訪税務署管内納税関係団体連絡協議会

- 日 時：平成29年11月14日(火)
 会 場：RAKO華乃井ホテル
 講 師：諏訪税務署
 矢澤 昭男 署長 午後3時～3時30分
 作詞家
 井出 博正(いではく)氏 午後3時40分～5時

『歌はこうして生まれた』

ヒット曲誕生の秘密！
すきま風、北国の春の作詞家が
歌謡曲の裏話を語る。



井出 博正氏

第34回法人学校のご案内

主催：一般社団法人 諏訪法人会 諏訪支部



元・新橋No.1芸者が教える！

『花柳界で学んだ「福」をもたらす人との接し方』

- 日 時：平成29年12月4日(月) 午後1時30分～3時30分
 会 場：諏訪商工会館
 定 員：60名(先着順)

講 師 千代里 氏

※諏訪商工会議所内諏訪支部まで、お電話にてお申込ください。

TEL:0266-52-2155

編集後記

外から聞こえる雀のさえずりや、家の前を流れる用水の心地よい音などで目覚める朝は、その日が平穩に過ぎせそうな予感がするものです。しかし、先日の早朝聞こえた音には言いようのない感覚を持ちました。報道で北朝鮮から発射されたミサイルに対する警戒音と解り、あの震災の時、繰り返し流されたテレビからの警戒音をも、即座に思い出してしまいました。

台風襲来時、強風で樹が揺さぶられる音、雨が屋根に叩き付けられる音等、自然界が発する警戒音に対して漠然とした感情を持

つことは稀にあります。しかし今回の音は、何を暗示し、どう対処すべきか全く想像できず、大津波の映像までもが思い出されるような嫌な音でした。

快適な生活を求めるにつれ、日々新しい音が産まれるのですが、これからも外を駆け回る子供達の笑い声や、みそ汁の匂いと共に聞こえる台所からの音など、柔らかで、安心できる音に囲まれた生活を送りたいものです。

広報委員長 細川 強



**Tタイプは重度の身体障がい状態による
リタイアリスクから会社と家族をまもります**

Tタイプ

1～3級の身体障がい者手帳の交付を受けた場合に、
最高1億円の就業障がい保険金を支払います。

無配当就業障がい保障保険(身体障がい者手帳連動型) ※災害死亡保障特則適用

病気による身体障がい状態の例

例えば



- 高血圧が長く続き、腎硬化症を発症…その後悪化し、慢性腎不全となり、永続的な人工透析療法を開始
- 遺伝体質にくわえ、肥満・過食・運動不足などから、糖尿病を発症…その後悪化し、糖尿病性網膜症となり、両眼を失明

事故による身体障がい状態の例

例えば



- 納期に間に合わせるため徹夜が続き…作業中にプレス機に挟まれ両腕のひじから下を切断
- 取引先へ向かっている途中で…交通事故で脊柱を損傷し寝たきりに

事故より怖い
病気のリスク

病気による
身体障がい者数の割合 **約54.9%**

事故・けがによる
身体障がい者数の割合 **約14.3%**

※「事故・けが」「病気」が障がいの原因と回答した方の割合(「災害」「出生時の損傷」「加齢」「その他」等の回答は除く)

【出典】厚生労働省「平成23年生活のしづらさなどに関する調査」(65歳未満の身体障がい者手帳所持者の障がい原因をもとに当社独自に集計)

- 不慮の事故によって、その事故の日から180日以内にお亡くなりになられた場合は災害死亡保険金を支払います。
- 災害死亡保険金の支払事由以外で死亡された場合、死亡した日の解約払戻金と同額を死亡給付金として支払います。死亡給付金・解約払戻金は保険期間の経過に応じて一定期間は増加しますが、保険期間の満了が近づくと減少し、満了時には0になります。また、死亡給付金・解約払戻金は払込総保険料を下回ります。
- 就業障がい保険金、災害死亡保険金または死亡給付金のいずれかが支払われた場合、契約は消滅し重複しては支払いません。
- 災害死亡保障特則を解約することはできません。
- 保険金額1億円までご加入できるのは、契約者が法人か所定の個人事業主(契約者と被保険者が同一人の場合に限る)の場合です。
- この保険には高度障がい保険金・満期保険金・配当金・保険料の払込免除のお取扱いはありません。
- 身体障がい者福祉法の改正により、就業障がい保険金の支払対象となる身体障がい状態は変動する可能性があります。
- この資料は、平成29年3月現在の商品内容に基づいて記載しており、将来変更となることがあります。
- ご検討・ご契約にあたっては、「設計書[契約概要]」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。

引受保険会社

DAIDO 大同生命保険株式会社

松本支社 諏訪営業所/長野県諏訪市沖田町3-15
(フロンティアビル3F) TEL 0266-58-7888

F-26-1011(平成29年3月14日)